

益城町生活者支援電子カード商品券事業 加盟店募集要領

1. 商品券概要

- (1) 名称 益城町生活者支援電子カード商品券事業（以下「カード商品券」）
- (2) 事業主体 益城町
- (3) 運営業務受託者 株式会社エスプールグローバル
- (4) 券種構成 1枚 10,000 円のカード型商品券
- (5) 配布対象者 基準日時点で、益城町の住民基本台帳に記録されている者
- (6) 利用期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 9 月 30 日（水）

2. 加盟店の要件

町内の店舗等（フランチャイズ店（チェーン形式で営業する店）を含む）のうち、次の(1)～(4)に該当しないもの。ただし、キッチンカーや移動販売などの事業形態については、代表者住所または法人住所が町内であること。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う店舗等、または娯楽業のうち遊技場など（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗等
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗等
- (3) 下記【4 カード商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引のみを行っている、または商品のみを取り扱う事業者の店舗等
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗等

3. 取扱いにおける注意事項

- (1) 一度加盟店として登録されますと、脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) カード商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) カード商品券を消費に利用せずに現金化することはできません。
- (5) 利用期間外のカード商品券は取り扱うことができません。

4. カード商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資又は債務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 5 9 年 8 月 1 0 日法律第 6 8 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
- (7) 事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (8) 娯楽業のうち遊技場（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払
- (9) 家賃・地代・駐車料等の支払
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5. 加盟店の責務等

- (1) 加盟店であることが明確になるよう、ポスターやステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) カード商品券の交換及び売買は行わないでください。各加盟店舗における利用期間中の商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたカード商品券のみ換金可能です。
- (3) 事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。

6. 申請手続について

(1) この募集要領に同意のうえ、オンライン申請フォームから申請するか、または、募集期間内に益城町産業振興課窓口を設置されている端末から申請してください。

複数の店舗を申し込む場合は、店舗ごとの申請が必要です。

(2) 加盟店の募集締切

令和8年3月6日（金）

※上記の期間を過ぎた場合、加盟店登録が完了するまでに1か月程度の期間を要します。また、期間を過ぎた場合はカード商品券配布時に同封する加盟店一覧には掲載できませんので、ご了承願います。

(3) 申請後について

申請のあった店舗については、内容を精査のうえ、加盟店として登録します。（登録不可である場合、事務局からその旨通知します。）加盟店には後日、ポスターやステッカー等を配布します。

(4) その他

申請のあった内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

7. 換金について

換金は、各加盟店におけるカード商品券使用実績（月末締め）をもとに、登録のあった金融機関口座へ原則、翌月末までに振り込みます。

(1) 取扱金融機関

申請時に、使用される金融機関情報を必ず入力してください。

一度登録された金融機関情報は原則変更ができませんのでご注意ください。

(2) 換金方法

カード商品券に記載された二次元コードを、各加盟店の決済端末で支払処理を行う、または、利用者側で支払操作を行うことにより、各加盟店におけるカード商品券の使用状況を集計します。カード商品券を使用した売上実績に基づき、原則、翌月末までに益城町から振り込みます。

8. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金を停止するとともに加盟店の承認を取り消し、事業者名及び店舗名を公表し、今後、同様の事業への参加を禁止します。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

<問い合わせ先>

益城町生活者支援電子カード商品券事業

事務局コールセンター

TEL：0120-146-626（2/24～）

受付：土日祝を含む8：30～20：00